

第4次南国市子ども読書活動推進計画

— つたえたい読書の喜び・楽しさを —

令和7年3月

南国市教育委員会

は じ め に

子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

これは、平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（法律第154号）の基本理念です。

南国市では、この理念に基づき、平成22年に「南国市子ども読書活動推進計画」を策定し、その後、下表のとおり5年ごとに計画を見直しながら、必要な施策の計画的な推進に努めてきました。

このたび、この5年間における取り組みを検証したうえで、子どもの読書活動をさらに充実、発展させることを目的として「第4次南国市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

本計画は、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年度～令和9年度）および高知県の「第四次高知県子ども読書活動推進計画」（令和4年度～令和8年度）を踏まえつつ、今後の南国市における取り組みの方向性を示すものです。子どもの読書活動の推進につきまして、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

南国市教育長 竹内 信人

南国市子ども読書活動推進計画	平成22年度 ～ 平成26年度
第2次南国市子ども読書活動推進計画	平成27年度 ～ 令和元年度
第3次南国市子ども読書活動推進計画	令和2年度 ～ 令和6年度
第4次南国市子ども読書活動推進計画	令和7年度 ～ 令和11年度

目 次

第1章 第3次計画の成果と課題	1
1 実施体制	1
2 「子どもと本を結ぶ人づくり」成果と課題	1
(1) 保護者やボランティア等に対する取り組み	
(2) 未就学児童施設および幼稚園における取り組み	
(3) 小中学校等における取り組み	
(4) 市立図書館における取り組み	
3 「本が身近にある環境づくり」成果と課題	3
(1) 未就学児童施設および幼稚園における取り組み	
(2) 小中学校等における取り組み	
(3) 市立図書館における取り組み	
第2章 第4次計画の基本的な考え方	6
1 基本方針	6
2 計画の対象、計画期間	6
3 計画の推進体制および進捗管理等	6
4 財政上の措置	6
第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み	7
1 子どもと本を結ぶ人づくり	7
(1) 保護者やボランティア等に対する取り組み	
(2) 未就学児童施設および幼稚園における取り組み	
(3) 小中学校等における取り組み	
(4) 市立図書館における取り組み	
2 本が身近にある環境づくり	9
(1) 未就学児童施設および幼稚園における取り組み	
(2) 小中学校等における取り組み	
(3) 市立図書館における取り組み	
3 具体的な取り組み内容と目標	12
参考資料	13
1 子どもの読書活動の推進に関する法律	
2 南国市子ども読書活動推進委員会設置条例	

第1章 第3次計画の成果と課題

1 実施体制

第3次計画では、「子どもと本を結ぶ人づくり」、「本が身近にある環境づくり」という2つの基本方針を定め、各施策に取り組みました。

教育現場をはじめ子どもに関わる組織や団体から選出した委員で構成する南国市子ども読書活動推進委員会において、事業内容の検討や取り組み状況の把握に努め、行政、教育現場、関係機関が互いに連携し、市民と協働して施策を実行しました。

2 「子どもと本を結ぶ人づくり」成果と課題

「子どもと本を結ぶ人づくり」では、各施設や市立図書館において、読書活動の推進役となる「人」の配置や資質向上に努めるとともに、互いに連携・支援できる体制づくりを目指しました。また、子どもに最も身近な存在である保護者への働きかけにより、子どもの読書習慣の形成を目指しました。

(1) 保護者やボランティア等に対する取り組み

①ブックスタート事業の継続実施 生涯学習課 保健福祉センター

保健福祉センターの乳幼児健診に合わせてブックスタート事業を実施し、市立図書館職員やボランティアが絵本の読み聞かせを行いました。しかし、令和2年度～令和4年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、図書館職員による直接実施を控えた時期があり、ブックスタート事業の趣旨を十分に実現するための取り組みが困難でした。

②情報収集・提供 全体

南国市子ども読書活動推進委員会（事務局）において、市内の各施設における活動内容について実態調査を行い、その情報をもとに本計画の進捗管理を行うとともに、必要に応じて情報提供を行いました。

③「子ども読書の日」等の啓発 全体

子どもや保護者に読書の楽しさや重要性について理解を深めてもらうことを目的として、「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「文字・活字文化の日」（10月27日）や「秋の読書週間」（10月27日～11月9日）に合わせて、啓発のための広報活動を行いました。

④読書に親しむ機会の創出 生涯学習課

市立図書館では、図書館まつりなどを開催し、保護者や子どもが図書館に親しめるような企画を実施しました。また、学校と連携し、高校生ボランティアによる読み聞かせ等の活動を行いました。

⑤児童書研究コーナーの設置と児童書の展示 生涯学習課

市立図書館では、保護者、ボランティア及び教職員の選書の参考となるように、児童書研究コーナーの設置を継続しました。また、季節・行事や話題のトピックに合わせてテーマを定め、絵本や図書を展示貸出する取り組みも継続して行い、資料提供の充実を図りました。

－課題－

市立図書館での読書に親しむ機会の創出については、現在の図書館では施設面でイベント実施に制約がありますが、新図書館（令和8年度春頃開館予定）においては、集会室やおはなし室などの設備を生かして積極的に取り組んでいく必要があります。

（２） 未就学児童施設および幼稚園における取り組み 子育て支援課 保健福祉センター

①取り組み状況の把握

保育所（園）の施設長会等において、本計画の取り組みについて情報発信するとともに、施設での取り組みについて情報共有を行いました。

②保育士等の研修等

保育士対象の様々な研修機会を活用することにより、読書活動の重要性についての理解を深め、発達段階に応じた選書を行い、親子読書等がより一層効果的に行われるように努めました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、研修実施が控えられた時期があり、十分な取り組みが困難でした。

－課題－

各施設において、読書活動の重要性を理解し、発達段階に応じた対応ができるよう、人材育成のための研修等を継続して実施していく必要があります。

（３） 小中学校等における取り組み 学校教育課

①学校図書館支援員の継続的な配置

令和3年度から、各小中学校の全てに学校図書館支援員を配置しました。しかし、大篠小学校、香長中学校以外の学校は、各支援員が複数校を兼務しており、各学校で十分な取り組みができる体制が確保されているか、引き続き検討が必要です。

②司書教諭や学校図書館支援員の研修等

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、研修実施が控えられたため、十分な取り組みは困難な状況でした。学校図書館支援員研修会においては、本計画の取り組みや進捗状況を発信するとともに、各校での取り組みについて報告し、情報共有と支援員の資質向上を図りました。

－課題－

学校での子どもの読書活動を推進するためには、司書教諭と学校図書館支援員が連携しながらそれぞれの役割を果たすことが重要です。多くの支援員が複数校を兼務している現状を踏まえながら、各学校で適切な連携を取っていく必要があります。

(4) 市立図書館における取り組み 生涯学習課

①児童サービス担当、保育学校支援担当職員の配置

児童サービス担当職員を継続して配置し、児童図書の選書や展示、読み聞かせや読書活動の推進に努めました。また、保育学校支援担当職員を配置し、要望に基づく選書や配本を行うとともに、教科書掲載図書の情報提供などの情報発信を行いました。

②司書の研修等

オーテピア高知図書館の児童図書選定支援コーナー¹の利用や、関係機関の実施する研修等への積極的な参加により、選書やレファレンス²、読み聞かせの技能向上に努めました。

－課題－

市立図書館においては、非正規雇用の職員の割合が大きく、職員全体で児童サービスの知識や経験を共有し、研修参加等により継続的に資質向上等を図る必要があります。

3 「本が身近にある環境づくり」成果と課題

「本が身近にある環境づくり」では、関係機関での資料の充実や読書環境の整備を通じて、子どもの読書習慣の形成や、子どもの読書活動の推進を目指しました。

(1) 未就学児童施設および幼稚園における取り組み 子育て支援課 保健福祉センター

①親子読書の推進

家族が読書を通じて触れ合う機会の提供と、家庭にも本がある環境づくりを目的とし、本の家庭貸出等による親子読書の一層の推進に努めました。

②読み聞かせ活動の推進

乳幼児が絵本や物語に親しめるように、保育所保育指針や幼稚園教育要領に基づいた読み聞かせ活動について、より一層の充実に努めました。

③読書環境の整備

子どもの発達段階に応じて選書を行い、新しい絵本や季節の紙芝居等の提供に努めました。

(2) 小中学校等における取り組み 学校教育課

①指導計画に基づく読書活動や朝読書活動等の推進

各校の年間指導計画において具体的な内容を定め、読書の推進を図りました。

読書習慣の形成を目的として行っている朝読書については、令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、ボランティアの受け入れを中止した学校もあり、十分な取り組みが困難な状況でした。

②学校図書館の整備

国語科の教科書に掲載されている図書館の利用方法に沿うよう、現在の独自分類による背

¹ 児童図書選定支援コーナー：オーテピア高知図書館において、出版後1年以内の児童書を対象とした新刊見本図書を閲覧できるもの。本を手にとって内容を確認でき、選書の参考に活用できる。

² レファレンス：利用者の問い合わせに応じて、図書館資料等に基づいて案内すること。

ラベルから、日本十進分類法³に基づいた背ラベルに順次変更を行いました。令和5年度末時点で、4校まで完了しています。

③図書館資料の充実

子どもの発達段階に応じて選書を行い、学校図書館資料の充実を図りました。特に、授業で利用する図書資料は積極的に整備しました。【参考資料1】のとおり、学校図書館の資料費については、同水準で推移してきています。また、市立図書館の保育学校支援図書貸出事業の活用などにより資料提供の充実に努めました。

④学校図書館の利用促進

学校図書館において、子どもたちの読書意欲が高まるような環境整備を行うとともに、展示や広報を通じて利用促進を図りました。

－課題－

学校図書館の図書の分類が、日本十進分類法に基づいておらず、国語科の教科書に沿っていないことが大きな課題でしたが、学校図書館支援員の努力により、順次、背ラベルの変更を進めてきました。完了していない学校についても順次実施し、全ての学校において完了させる必要があります。

学校図書館の利用については、【参考資料2】児童・生徒1人当たりの貸出冊数の推移を見ると、ほぼ横ばいか減少傾向の学校が多くなっています。近年、学校教育の場でのタブレット導入など、児童・生徒を取りまく環境が大きく変化してきたこと、社会のデジタル化が進んできたこと等、様々な要因が考えられますが、そのような中でも、学校図書館を活用し、紙の本による読書や学習の大切さを認識できるような取り組みが求められます。

【参考資料1】学校図書館における資料費決算額（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	4,993	4,982	4,974	4,989
中学校	3,316	3,319	3,318	3,313

【参考資料2】学校図書館における児童・生徒1人当たり貸出冊数（単位：冊）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和2～5年度 4年間の平均
小学校	97.9	91.2	97.7	80.9	91.9
中学校	17.1	17.5	16.0	11.9	15.6

（3）市立図書館における取り組み 生涯学習課

①新図書館の整備

新図書館の整備については、「南国市都市再生整備計画」及び「南国市立地適正化計画」に

³ 日本十進分類法：図書分類法のひとつ。図書の主題に応じてアラビア数字を用いて分類する。

基づき、南国市駅前町に延床面積 1,984.75 m²、蔵書規模約 18 万冊の施設を整備する計画を進めてきました。令和 6 年度現在、建築工事を行っており、令和 7 年度の完成、令和 8 年春頃の新図書館開館を目指しています。

②おはなし会の計画的な実施

毎週土曜のおはなし会及び毎月 1 回のあかちゃんのへやを継続して実施しました。しかし、令和 2 年度～令和 4 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で休止した期間もあり、十分な取り組みが困難な状況でした。

③資料の収集・提供

本計画の対象年齢全ての子どもを念頭に、発達段階に応じた資料の収集、提供に努めました。購入ができないなどの理由により自館で提供できない場合、図書館間相互貸借制度⁴を活用しての資料提供に努めました。

④学童クラブや児童館へのセット貸出・配本

学童クラブや児童館の希望に応じて、図書館が選書した本のセットを貸出、配本、回収するもので、継続して実施しました。

⑤保育学校支援図書貸出事業の充実

保育施設や学校に対して事業の周知を図るとともに、対象となりやすいテーマを考慮した資料の充実を図り、利用促進に努めました。

－課題－

市立図書館においては、令和 8 年春頃の新図書館の開館に向けて整備を進めるとともに、新図書館での蔵書構築、各サービスの提供が円滑に実施できるよう準備を進めていくことが必要です。

⁴ 図書館間相互貸借制度：自館に所蔵のない資料を他館から借りたり、自館の資料を貸したりすること。

第2章 第4次計画の基本的な考え方

1 基本方針

第4次計画（以下「本計画」という。）では、第3次計画に掲げた「子どもと本を結ぶ人づくり」、「本が身近にある環境づくり」という2つの基本方針を継承しつつ、第3次計画の課題を踏まえて、具体的な取り組みを定めました。

- (1) 子どもと本を結ぶ人づくり
- (2) 本が身近にある環境づくり

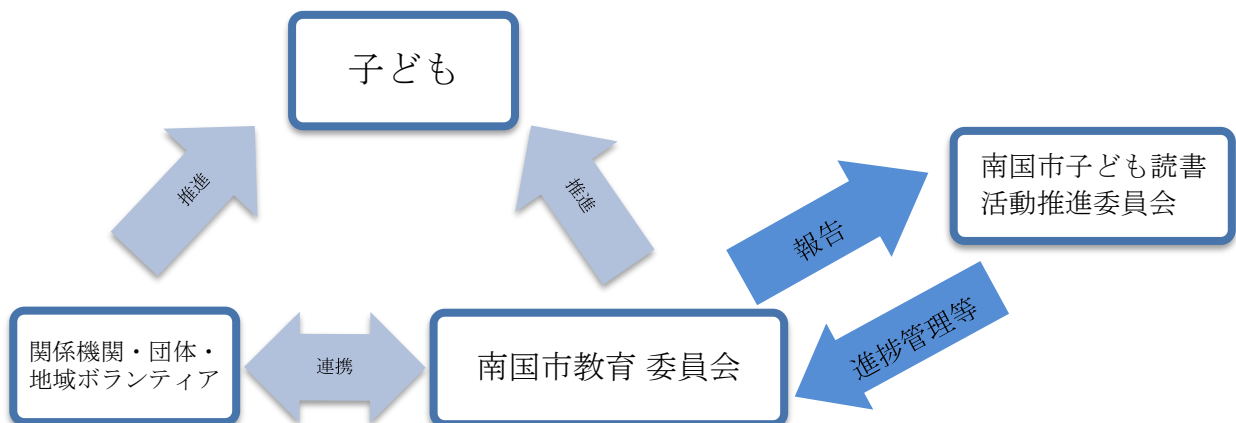
2 計画の対象、計画期間

計画の対象年齢は0歳からおおむね18歳までとし、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

3 計画の推進体制および進捗管理等

南国市教育委員会が主となり、関連機関や団体と連携しながら本計画に定める取り組みを推進するとともに、その推進状況を適宜南国市子ども読書活動推進委員会に報告します。

同委員会では、これを受けて本計画の進捗管理等を行うとともに、必要に応じてその見直しを行います。



4 財政上の措置

南国市教育委員会は、本計画に掲げられた施策を実施するために必要な財政措置を講ずるよう努めます。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み

1 子どもと本を結ぶ人づくり

子どもの読書活動を推進するためには、おとなが読書に関心を持ち、その重要性を理解し、子どもに本を手渡し、共に楽しむことが重要です。

第4次計画では、未就学児童施設、幼稚園、小中学校および市立図書館において、読書活動の推進役となる「人」の配置や資質向上に努めるとともに、互いに連携・支援できる体制づくりを強化します。

また、子どもの読書習慣は日常の生活を通じて形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられることが重要です。特に、子どもに最も身近な存在である保護者が、家庭での読書を促したり、家読（うちどく）⁵に取り組むなど、積極的に役割を果たすことが求められます。読書の素晴らしさを保護者に届ける機会を増やすとともに、保護者自身も読書を楽しめるような働きかけを行います。

（1）保護者やボランティア等に対する取り組み

① ブックスタート事業の継続実施 生涯学習課 こども家庭センター

保健福祉センターで行われる10か月児健診に合わせて市立図書館が行うものであり、本計画においても継続して実施します。健診受診率の向上に努めるとともに、健診を受診されなかった世帯が絵本を受け取れるような働きかけも行います。

② 情報収集・提供 全体

南国市子ども読書活動推進委員会（事務局）において、関係機関⁶の取り組み状況や、読み聞かせボランティア、団体等の活動内容等について実態調査を行い、その情報を未就学児童施設や学校、市立図書館において共有します。その情報をもとに、新たに読み聞かせ活動を希望するボランティア等に対し、迅速かつ的確に情報提供を行います。

③ 「子ども読書の日」等の啓発 全体

子どもだけではなく、保護者にも読書の楽しさや重要性について理解を深めてもらうことを目的として、「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「文字・活字文化の日」（10月27日）や「秋の読書週間」（10月27日～11月9日）に合わせて、啓発のための広報活動を行います。また、家庭での読書を促進する取り組みの1つとして、家読（うちどく）についての広報や啓発を行います。

（2）未就学児童施設および幼稚園における取り組み 子育て支援課 こども家庭センター

① 取り組み状況の把握

保育所（園）の施設長会等において、本計画の取り組みや進捗状況を発信するとともに、施設での取り組みについて報告を求め、情報共有を図ります。

⁵ 家庭読書の略語で、家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深めることを目的とした読書運動。

⁶ 地域子育て支援センター5、保育所（園）等16、小学校13、中学校4、図書館1の計39施設

② 保育士等の研修等

子どもの保育に携わる保育士等が積極的に研修を受けることで、読書活動の重要性についての理解を深め、発達段階に応じた選書を行い、親子読書等がより一層効果的に行われるよう努めます。

(3) 小中学校等における取り組み 学校教育課

① 学校図書館支援員の継続的な配置

各校に配置されている学校図書館支援員を、継続して配置します。自校の現状や傾向を把握し、児童・生徒への理解を深めることが重要であり、できる限り同一の学校に継続して配置します。また、司書教諭と支援員が連携しながら、それぞれの役割を果たし、円滑な学校図書館運営が行われるよう、各学校や教育委員会において支援します。また、複数校を兼務する支援員が多いことから、十分な取り組みができるよう、教育委員会が適宜運営体制について検討するなど支援に努めます。

② 司書教諭や学校図書館支援員の研修等

学校図書館協議会等の研修に積極的に参加します。また、学校図書館支援員研修会において、本計画の取り組みや進捗状況を発信するとともに、各校での取り組みについて報告し、情報共有と資質向上を図ります。

(4) 市立図書館における取り組み 生涯学習課

① 児童サービス担当、保育学校支援担当職員の配置

児童サービス担当職員を継続して配置し、児童図書の選書や展示、読み聞かせや読書活動の推進に努めます。

また、保育学校支援担当職員を継続して配置し、要望に基づく選書や配本を行うとともに、関連図書や情報の発信も行います。

② 司書の研修等

オーテピア高知図書館の児童図書選定支援コーナーの利用や、関係機関の実施する研修等への積極的な参加により、選書やレファレンス、読み聞かせの技能向上に努めます。

また、令和8年春頃開館予定の新図書館において、充実した児童サービスが提供できるよう、サービス内容の検討や司書全体の資質向上に努めます。

③ 児童書研究コーナーの設置

市立図書館では、保護者、ボランティア及び教職員の選書の参考となるように、引き続き児童書研究コーナーを設置します。

④ 関係機関との連携

市立図書館は、子どもの読書環境を取りまく「人」のネットワーク拠点となり得る施設です。本計画の推進に関わる各学校や施設等との連携や情報共有、施設職員への情報発信等を通じて、子どもの読書環境を取りまく人的ネットワークの構築を図ることで、本計画の推進に努めます。

また、図書館ボランティア制度の一環として、読み聞かせのボランティアの参画を促すとともに、関係機関と連携しながら、様々な場面で活動できる人材の育成を目指します。

2 本が身近にある環境づくり

子どもの読書習慣を形成するためには、常に本が身近にあることが重要です。市立図書館や学校図書館における資料の充実を図り、本を読みたくなるような働きかけを行うとともに、落ち着いて読書ができる環境づくりを目指します。

また、子どもの発達段階に応じた本を提供し、家庭での読書を推進するため、未就学児童施設や学校、市立図書館等における本の貸出を促進します。

(1) 未就学児童施設および幼稚園における取り組み 子育て支援課 こども家庭センター

① 親子読書の推進

家族が読書を通じて触れ合う機会の提供と、家庭にも本がある環境づくりを目的とし、引き続き本の家庭貸出等による親子読書の一層の推進に努めます。

② 読み聞かせ活動の推進

乳幼児が絵本や物語に親しめるように、保育所保育指針や幼稚園教育要領に基づいた読み聞かせ活動について、より一層の充実に努めます。

③ 読書環境の整備

子どもの発達段階に応じて選書を行います。市立図書館の保育学校支援図書貸出事業の活用も含め、新しい絵本や季節の紙芝居等の提供に努めます。

また、子どもが落ち着いて利用できる読書環境を整備します。

(2) 小中学校等における取り組み 学校教育課

① 指導計画に基づく読書活動や読書時間の確保等の推進

各校の教育計画において、図書館教育の全体構想をはじめ年間指導計画や図書館教育の具体的な内容を定め、読書の推進を図ります。特に「年間指導計画」においては、関連教科を明文化し、国語科以外の教科・領域と関連させての読書推進も図ります。

また、読書習慣の形成を目的として全校で行っている読書の時間を今後も継続して実施するとともに、ボランティアによる読み聞かせ活動を推進します。

② 学校図書館の整備

学校図書館の資料の背ラベルが独自分類のものであり、国語科の教科書に沿っていないことが大きな課題となっていたため、第3次計画から日本十進分類法⁷に基づいた背ラベルに順次変更してきました。未実施の学校について、引き続き背ラベルの変更を行い、全ての学校において完了させることを目指します。

また、司書教諭、学校図書館支援員、図書委員会等が連携し、学校図書館の環境整備に努めます。

③ 学校図書館資料の充実

子どもの発達段階に応じて選書を行い、学校図書館の資料の充実に努めます。特に授業で利用する図書資料は積極的に整備します。資料の充実のために、引き続き学校図書館の資料費が十分に確保されるよう努めます。

また、市立図書館の保育学校支援図書貸出事業の活用などにより資料提供の充実に努める

⁷ 日本十進分類法：図書分類法のひとつ。図書の主題に応じてアラビア数字を用いて分類する。

とともに、読書をするうえで障害のある子どもに対しては、市立図書館等と連携して、資料の提供に努めます。

④ 学校図書館の利用促進

学校図書館システムを用いて利用状況を把握し、司書教諭、学校図書館支援員、学級担任が連携しながら、学校図書館の利用促進を図ります。また、図書委員会など児童・生徒が主体となって各学校において工夫した取り組みを行うことで、学校での読書活動の推進に努めます。

また、学校図書館には情報センターとしての機能もあることを踏まえ、各教科での調べ学習や探究的な学習を通じて、学校図書館の活用を促進します。

(3) 市立図書館における取り組み 生涯学習課

① 新図書館の整備

新図書館の整備については、令和8年春頃の開館を目指して円滑に事業を進めるとともに、充実した蔵書の構築及び各サービスの提供に向けて準備を進めます。

開館後は、新図書館に相応しい充実したサービスの提供が行えるよう取り組みます。

② おはなし会の計画的な実施

おはなし会は、現在、毎週土曜のおはなし会と、月1回のあかちゃんのへやを実施しています。子どもたちに絵本やおはなしに親しむ機会を提供するため、新図書館においても引き続き実施します。

③ 児童書・絵本の収集と提供

子どもの発達段階に応じ、幅広い視点で資料の収集、提供に努めます。購入ができないなどの理由により自館で提供できない場合、図書館間相互貸借制度を活用しての資料提供に努めます。

また、多様な子どもたちの読書機会を確保するために、読書をするうえで障害のある子どものための様々なバリアフリー資料⁸や、多言語の資料についても充実を図るとともに、オーテピア高知図書館やオーテピア高知声と点字の図書館等と連携して、多様な資料の提供に努めます。

④ ティーンズ資料の収集と提供

市立図書館の利用状況の中で、ティーンズ世代の利用が少ない現状があります。現在の図書館では学習スペースも限られていますが、新図書館においては、閲覧席も増加しグループ学習室も設ける予定となっています。新図書館において、ティーンズ世代の課題解決や読書活動を支援できるよう、ティーンズコーナーの資料の充実を図るとともに、様々な形での広報活動、環境整備や企画展示等により、ティーンズ世代の利用促進を図ります。

⑤ 学童クラブや児童館へのセット貸出・配本

学童クラブや児童館の希望に応じて、図書館が選書した本のセットを貸出、配本、回収するものです。今後も継続して実施します。

⑥ 保育学校支援図書貸出事業の充実

⁸ 視覚障害や知的障害、学習障害などで文字を読むことが難しい方向けの資料。点字図書や録音図書のほか、LLブック（絵や図、写真が多く、やさしい言葉で書かれた本）、大活字本、マルチメディアデিজィー図書（パソコンで音声聞きながら、絵や文字を見ることができるもの）などがある。

保育施設や学校に対して本事業をより一層周知徹底するとともに、対象になりやすいテーマを考慮して資料の充実を図るなど、事業内容の充実に努めます。

⑦ 読書に親しむ機会の創出

市立図書館では、図書館に親しめる行事やイベントを企画し、保護者や子どもが図書館や本を身近に感じられるような機会を提供します。新図書館においては、新しい施設を活用して、より充実した企画が実施できるよう努めます。

また、学校等と連携し、図書館見学や高校生ボランティア等を積極的に受け入れ、読書に対する関心や理解が深まるような機会を提供します。

3 具体的な取り組み内容と目標

			取り組み内容・成果指標	R5 年度	R11 年度目標
1	(1)	①	ブックスタート実施率	89.2%	100%
		②	各機関への実態調査の実施	年1回	年1回
		③	読書週間等の広報実施率	97%	100%
	(2)	①	保育施設長会での情報共有	年 1 回	年 1 回
		②	保育士等の研修参加(子どもの読書活動に関係する研修)	年 1 回	年 1 回
	(3)	①	学校図書館支援員の継続配置	全校	全校
		②	学校図書館関係者の勉強会回数	3 回	3 回
	(4)	①	児童サービス担当職員等の配置	配置	配置継続
		②	児童図書選定支援コーナーの利用	年 1 回	年 2 回
		③	児童書研究コーナー設置	設置	設置継続
		④	施設職員向け情報発信回数	年 2 回	年 3 回
2	(1)	①	家庭貸出と親子読書の推進	-	-
		②	読み聞かせの実施施設	100%	100%
		③	読書環境の整備	-	-
	(2)	①	図書館教育の見直し	-	-
			読書活動の実施	94%	100%
			読み聞かせ活動の実施(小学校のみ)	77%	100%
		②	日本十進分類法での整備校数	4/17 校	全 17 校
		③	学校図書館資料の充実	-	-
		④	児童1人当たり貸出冊数(小学校)	91.9 冊 (R2～R5 平均)	101.1 冊 (5 年間の平均)
			生徒1人当たり貸出冊数(中学校)	15.6 冊 (R2～R5 平均)	17.2 冊 (5 年間の平均)
	(3)	①	新図書館の整備	-	-
		②	おはなし会参加人数	262 人	550 人
		③	児童書貸出点数	55,705 点	126,240 点
		④	ティーンズ資料蔵書冊数	4,948 冊	5,680 冊
		⑤	学童クラブ等への配本	月1回	月1回
		⑥	保育学校支援図書貸出事業利用点数	716 点	1,820 点
		⑦	子ども向け企画・イベント実施回数	3 回	5 回

【参考資料】

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 南国市子ども読書活動推進委員会設置条例

令和元年 6 月 28 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、南国市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定及び定期的な進捗管理を行い、子どもの読書活動に関する施策を推進するため、南国市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 推進計画の進捗管理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、南国市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関の職員
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、第 3 条第 2 項の規定による委員の委嘱又は任命後の最初に行われる会議については、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴

くことができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例（昭和34年南国市条例第39号）別表のその他の委員の規定を適用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第4次南国市子ども読書活動推進計画

策 定 令和7年3月

南国市子ども読書活動推進委員会

事務局：南国市教育委員会事務局生涯学習課

〒783-8501 高知県南国市大桶甲 2301

南国市立図書館

電話：088-863-0469

発 行 南国市教育委員会